

# 防府市罹災証明書交付要綱

平成26年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の区域内で発生した災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（火災による被害を除く。）をいう。以下同じ。）によって生じた被害（以下「罹災」という。）の状況に対する証明書（以下「証明書」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 証明書の交付の対象となるものは、罹災した不動産、動産その他これらに類するものとする。

(証明区分)

第3条 証明書は、罹災証明書及び罹災届出証明書とし、次の区分により取り扱うものとする。

(1) 罹災証明書 災害対策基本法第90条の2第1項に規定する罹災証明書で、災害による住家の被害について、実地調査等によりその事実を市が確認することができる場合に限り、住家の被害の程度について証明するものをいう。

(2) 罹災届出証明書 災害により住家等に被害が生じた場合又は住家等以外の物に被害が生じた場合に、その事実を市長に届け出たことを証明するものをいう。

(証明の申請)

第4条 証明の申請は、罹災証明書にあつては罹災証明申請書（様式第1号）または、電子申請によって市長に申請するものとし、罹災証明書の申請のうち第5条第1項の規定による自己判定を希望する場合及び罹災届出証明書にあつては罹災届出証明申請書（様式第2号）に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に申請するものとする。

(1) 罹災状況が確認できる写真

(2) その他市長が必要と認める書類

- 2 申請者（次項の規定による代理人による申請の場合は、代理人）は、運転免許証、旅券その他本人であることを示す書類を提示しなければならない。
- 3 証明の申請は、代理人によってすることができる。この場合においては、代理人は、委任状（罹災証明書の場合は様式第1号、罹災届出証明書の場合は様式第2号）を提出しなければならない。
- 4 前項後段の規定にかかわらず、代理人が申請者の配偶者、同居の親族もしくは血族二親等以内の者である場合は、委任状の提出を省略することができる。

（実地調査）

第5条 市長は、前条第1項の罹災証明（様式第1号）の申請があったときは、内閣府（防災担当）が定める災害に係る住家の被害認定基準運用指針（以下「運用指針」という。）に基づき実地調査を行うものとする。ただし、当該申請書に係る被害について、申請者が運用指針で定める「準半壊に至らない（一部損壊）」であることを自己で判定しており、被害状況を示す写真等から判定結果が明らかに「準半壊に至らない（一部損壊）」である場合は、実地調査を省略することができる。

- 2 市長は、前条第1項の罹災届出証明（様式第2号）の申請があったときは、同項各号に掲げる書類により被害状況を確認するものとし、実地調査は行わないものとする。

（被害の程度の認定基準）

第6条 被害の程度の認定基準は、被害認定基準、災害に係る住家の被害認定基準運用指針その他国が定める基準による。

（証明書の交付）

第7条 市長は、第4条の規定による申請があったときは、審査のうえ、適当と認めるときは、証明書（罹災証明書の場合は様式第3号、罹災届出証明書の場合は様式第2号）を申請者に交付するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により既に交付した証明書と同一の証明内容について申請があった場合において、提出書類の全部又は一部が必要でないと認めるときは、第4条の規定にかかわらず、当該全部又は一部の提出書類の添付を省略させることができる。

3 罹災証明書等は、災害を受けた日から6か月以内のものに限り交付するものとする。ただし、当該日から6か月を超えるものであっても、提出書類により災害の事実を確認することができ、申請の内容が正当と認められる場合は、この限りでない。

(様式の特例)

第8条 罹災証明書等の様式がその提出先において特に定められている場合には、当該様式への証明を持って前条第1項に代えることができる。

(証明事項)

第9条 証明書により証明する事項は、証明申請書に基づく罹災状況であり、損害額を証明するものではない。

(再調査の申請)

第10条 罹災証明書の交付を受けた者が、当該証明書により証明された被害の程度について、相当の理由をもって修正を求めるときは、当該証明書の交付を受けた日の翌日から起算して1か月以内に、市長に対し再調査を申請することができる。

2 前項の申請は、罹災証明書の交付を受けた者が、市長に対し、罹災証明(再調査)申請書(様式第4号)を提出して行うものとする。

3 市長は、前項の規定により再調査の申請があったときは、再調査を行い、罹災証明書を交付するものとする。

(手数料)

第11条 罹災証明書及び罹災届出証明書に係る手数料は、防府市手数料条例(平成12年防府市条例第19号)第5条第1項第2号の規定により、免除するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 9月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年10月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7年 7月 1日から施行する。